

## 匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月11日(月)午後3時から午後3時51分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	11番	玉澤幸雄	委員
12番	高品文敬	委員	13番	鈴木茂	委員
14番	布施陽子	委員	15番	佐藤郁太郎	委員
16番	布施行雄	委員	17番	小林須美子	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (8名)

19番	太田孝夫	委員	21番	椎名正和	委員
23番	宇野恵三郎	委員	24番	金城ハル子	委員
25番	土屋功	委員	26番	関口孝男	委員
28番	江波戸和男	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

10番 石橋慎司 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (4名)

18番	林博之	委員	20番	小林重紀	委員
22番	平山敏之	委員	27番	寺本利幸	委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 5件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局) 事務局員3名

## 7 会議の概要

事務局 　ただ今から令和5年9月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長 　委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。  
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 　それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議 長 　本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

　これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

　お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議なしと認めます。

　よって議事録署名委員は、7番大木正俊委員、8番土屋玲子委員を指名いたします。

　以上で日程第1を終わります。

議 長 　続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から4番までは、利用権設定に関する件であります。

### 【議案第1号、番号1番から4番までを議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

なお、番号1番から4番までは、議案第2号の番号2番、3番の一時転用許可に付随する案件であるため、議案第2号の当該案件の知事の処分に併せて取り扱うこととなります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 番号1番について、譲受人は、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。番号2番について、譲受人は番号1番と同一人でありま

す。番号3番について、譲受人は番号1番と同一人でありま

す。番号4番について、譲受人は番号1番と同一人でありま

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請

について」、採決に入ります。議案第1号について、原案のとおり決することと共に、知事の処分に併せ

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

**【議案第2号、番号1番から番号5番までを議案書を基に朗読】**

番号1番について、専用住宅用地として田499㎡を譲り受け計画するも

のです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。番号2番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3,482㎡の内

2,336㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ない

と考えます。

番号3番について、営農型太陽光発電設備用地として畑3筆の合計2,682㎡の内0.454㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番について、共同住宅用地として畑1,343㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番について、社会福祉施設用地として畑719㎡を譲り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

7番 　　番号1番について、譲受人は現在親子4人でアパートに居住しており、子供の成長に伴い小学校の通学や、両親の住宅と距離が近いことから申請地に専用住宅を建築する計画です。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響は相当と思われます。

16番 　　番号2番について、譲受人は営農型太陽光発電事業を主とする会社で、今回申請地に設備の設置を計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思われます。

番号3番について、譲受人は番号2番と同一人で、営農型太陽光発電事業を主とする会社で、今回申請地に設備の設置を計画するものです。農地区分については、農用地区域内農地ですが、例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思われます。

17番 　　番号4番について、譲受人は申請地に共同住宅2棟16世帯を建築し、賃貸経営する計画です。本計画では1世帯当たり1.3台程度の駐車場も併せて整備します。建築後の管理については、大東建託株式会社成田支店へ委託します。農地区分については、第3種農地相当と思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響はないと思われます。

6番 　　番号5番について、譲受人は社会福祉事業を行う社会福祉法人であります。県が運営していた強度行動障害者を受け入れる施設の廃止に伴い、入所者を受け入れることとなりました。今回、国及び県の補助金の交付を受け強度行動障害者向けのグループホームの建設を申請地に計画するものです。農地区分については、第1種農地相当ですが例外規定に該当すると思われます。転用目的に問題なく、周辺農地への日照、通風、排水等の影響は相当と思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。  
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。  
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。  
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。  
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。  
これをもちまして、令和5年9月11日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。